

調 査 票

年 月 日

保護者氏名 _____

※この内容は、保育園等に情報提供します。

ふりがな		生年月日	R7.4.1 現在の年齢	性 別
子どもの氏名		年 月 日	歳	男・女
住 所	〒 可児市			
連 絡 先	TEL (続柄:)	<input type="checkbox"/> 日本語で会話ができない (会話できる言語:)	日本語で連絡できる方 氏名 () 続柄 () TEL ()	
	TEL (続柄:)	<input type="checkbox"/> 日本語で会話ができない (会話できる言語:)		

1. 家族状況 *子どもの父・母・兄・姉は、別居をしても記入してください。

氏 名	続柄	年 齢 (R7.4.1現在)	勤務先・学校・園名

2. 子どもの状況について

(1) 健康状況等について

- ① 直近で受けた乳幼児健診 () 歳 () か月健診
- ② 健康、発達等で気になっていることがありますか
 ない ある ()
- ③ 発達や慢性的な病気のことで相談している病院・施設がありますか
 ない ある 病名等 () 病院・施設名 ()
- ④ 障がい・療育手帳を持っていますか 持っていない 持っている () 手帳 () 級

(2) アレルギーについて

- ① アレルギーがありますか ない ある (症状 ())
- ② 制限する食品等 卵 乳 小麦粉 そば その他 ()
- ③ かかりつけ医 病院名 ()

(3) その他

- ① 日本語で会話ができますか できる できない ※会話できる言語 ()

3. 現在の保育状況について

- 自宅で保育 保育している者 : 母 父 祖母 祖父 その他 ()
- 保育園等に預けている () 年 () 月から 施設名: ()
- 職場へ連れて行く その他 ()

4. 保育園の利用について

- (1) 利用曜日・利用時間 月 火 水 木 金 時 分 ~ 時 分
 土 時 分 ~ 時 分 : 日・祝日 時 分 ~ 時 分
- (2) 保育時間 保育標準時間 保育短時間

* 保育園は家庭での保育ができない時間のみの利用となります。無条件に最長時間まで利用はできません。

入園にあたっての確認事項

すべての事項を確認し、右欄□にチェックをしてください。		確認済
1	申請の内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定や園の利用の内定・決定を取消すことがあります。	□
2	園によって保育時間や年間行事（行事日や振り替え休日等）、保育料以外の実費、アレルギー対応等が異なりますので、必ず事前に園に確認をしてください。	□
3	市が実施している乳幼児（4か月・1歳6か月・3歳）健診を必ず受診（未受診の場合は予約）して下さい。	□
4	お子さんの健康状態、発育状態を確認するため、利用施設、保健センター、こども発達支援センターくれよん、こども応援センターばあむ、その他関係機関が所有する情報を関係機関が提供し合うことがあります。また、関係機関が必要に応じて保護者に連絡をすることがあります。	□
5	お申込みの際は、お子さんの状況を聞きとることがあります。	□
6	提出された書類は、返却できませんので、必要な場合はあらかじめコピーをお取りください。	□
7	保育必要量で「保育標準時間」「保育短時間」の認定を行います。保育園等の利用は、保育を必要とする理由に応じた時間内となります。また、仕事が休みの日等、保育必要理由のない日は原則利用できません。	□
8	申請後に、住所、連絡先、就労先、妊娠（出産予定日がわかったとき）、家族構成等が変更した場合や入園をとりやめる場合は手続きが必要ですので、保育課に早めにご連絡ください。また、市外へ転出される方は、原則保育園の利用を継続できません。	□
9	申請児童及び申請児童のきょうだいに保育料等の滞納がある場合は、必ず納付してください。滞納があると、利用調整において不利になります。	□
10	保育料等は支払い期日までに必ずお支払いください。滞納がある場合、徴収等のため利用施設や保護者の勤務先に連絡・調査するとともに、児童手当からの徴収や滞納処分（給与や預貯金の調査、差押えなど）を行います。	□
11	認定の要件を満たさなくなった場合は退園です。異なる認定要件で在園したい場合や認定期間の延長は別途手続きが必要です。変更の手続きは、変更希望日の前月25日（休日の場合前日）までに行ってください。	□
12	入園後、年1回現況調査及び継続申込が必要です。案内が来たら遅滞なく必要書類を提出してください。	□
【就労を理由として申し込みされる場合】		
13	1か月の就労時間が60時間以上あることが条件となります。また、収入のないものは就労とみなしません。	□
14	就労証明書は、必ず勤務先の担当者が記入したものをご提出ください。訂正がある場合は本人で訂正しないでください。また、就労先に電話等で勤務実態の確認をさせていただくことがあります。証明内容と事実が異なる場合は、認定を取り消すことがあります。	□
15	上のお子さんが入園して、下のお子さんの出産に伴い育児休業を取得する場合は原則退園ですが、概ね6か月以上在園し、育児休業の対象となるお子さんが1歳に達する月までに復職することが前提の場合、その月まで在園することができます。詳細については保育課までお問合せ下さい。	□
【求職活動を理由として申し込みされる場合】		
16	入園後90日以内に就労証明書等他の認定要件を満たす書類の提出がない場合は、退園となります。また、毎月末までに求職活動状況報告書を提出してください。	□
【出産を理由として申し込みされる場合】		
17	入園期間は、出産月と出産月前3か月以内、出産月後2か月以内もしくは医師の診断により安静・加療が必要な期間となります。	□
【その他】		
18	市外から転入される場合は、入園までに必ず可児市で住民登録をしてください。	□
19	保育料は、小規模保育園・認定こども園・市外の公立園は各園、それ以外の園は市が徴収します。また、給食費は市内公立園のみ市、それ以外の園は各園で徴収します。保育料等の納付は口座振替でお願いします。	□

上記内容について確認・承諾しました。

年 月 日

確認者氏名 _____